

20. 原子爆弾被爆者援護

1. 被爆者医療

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、原子爆弾が投下された際、広島市、長崎市とこれに隣接する区域内にあった者、その他身体に放射能の影響を受けるような事情下にあった者、当時その者の胎児であった者について年 2 回の定期健康診断を実施し、被爆者の健康管理に努めた。

(1) 原爆被爆者健康診断実施状況

	第 1 回(18.5.22 ~ 18.6.3)	第 2 回(18.11.6 ~ 18.11.18)
対象者	7 0	7 0
受診者数	3 7	3 7

(2) 各種手当支給状況

平成 1 8 年度分

医療特別手当	特別手当	小頭症手当	健康管理手当	保健手当	家族介護手当
1	1	-	4 9	5	-

(3) 被爆者がん検診

平成 1 8 年度分

受診種目	胃がん	肺がん	乳がん	子宮がん	多発性骨髄腫	大腸がん
受診者数	6	7	1	1	5	6